

食品の不当表示に対する景品表示法に基づく措置命令一覧  
(平成 21 年度下期、平成 22 年 4 月)

平成 22 年 5 月 25 日  
消費者庁表示対策課

- 1 おにぎりの原材料に関する不当表示 (株ファミリーマート : 21. 11. 10)
- 2 うなぎ蒲焼及びうなぎ重に関する不当表示 (株日本一 : 21. 3. 29)
- 3 牛の内臓に関する不当表示 (株山方屋、株益正グループ : 22. 4. 8)

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	おにぎりの原材料に関する不当表示 (21.11.10)	(株)ファミリーマートは、平成21年6月11日ころから同月16日ころまでの間、「カリーチキン南蛮」と称するおにぎりの包装袋に貼付したシールにおいて、「国産鶏肉使用」と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該商品の原材料にブラジル連邦共和国で肥育されたものを用いていた。	第4条第1項第1号
2	うなぎ蒲焼及びうなぎに関する不当表示 (22.3.29)	(株)日本一は、一般消費者に対し、「日本一」と称する店舗36店舗及び「銀座縁」と称する店舗1店舗において、うなぎ蒲焼及びうなぎを供給するに当たり、平成21年7月12日ころから同年12月3日ころまでの間、通年用いるプライスカード（以下「通年用プライスカード」という。）、「土用の丑の日」と称する日辺りに用いるプライスカード（以下「土用丑の日用プライスカード」という。）、チラシ、ポップ及びポスターにおいて、例えば、小田原ラスカ店にあっては、同年7月12日ころから同月16日ころまでの間通年用プライスカードにおいて「国産 やわらかく肉厚な活鰻使用 うなぎ蒲焼」と、同月17日ころに土用丑の日用プライスカードにおいて「国産 素材の品質、串打ち焼きにこだわりあり うなぎ蒲焼(中)」と、同月12日ころから同月17日ころまでの間チラシにおいて「さあ、日本一の「国産うなぎ」を、食べましょう。」及び「国産 うなぎ蒲焼(中)」と、同月12日ころから同月17日ころまでの間ポップにおいて「「国産うなぎ」販売決定」及び「国産 うなぎ蒲焼(中)」と、同月12日ころから同月17日ころまでの間ポスターにおいて「国産うなぎ発売中」と、また、札幌三越店にあっては、同月20日ころから同月21日ころまでの間及び同月30日ころに通年用プライスカードにおいて「国産 焼立てを秘伝のたれでお召し上がり下さい うなぎ」と、同月17日ころから同月19日ころまでの間及び同月31日ころに土用丑の日用プライスカードにおいて「国産 うなぎ」と、同月17日ころから同月18日ころまでの間チラシにおいて「さあ、うなぎ日本一の「国産うなぎ」を、食べましょう。」及び「国産 うなぎ(中)」と、同月17日ころから同月21日ころまでの間及び同月30日ころから同月31日ころまでの間ポスターにおいて「国産うなぎ取り扱い」と、それぞれ記載し、あたかも、うなぎ蒲焼及びうなぎの原材料に国産のうなぎを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、当該うなぎ蒲焼及びうなぎの原材料に台湾産のものを用いていた。	第4条第1項第1号
3-1	牛の内臓に関する不当表示 (22.4.8)	(株)山方屋は、(株)益正グループを通じて牛の内臓を袋詰めした商品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、平成20年10月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品の包装袋に貼付したシールにおいて、「宮崎牛ホルモン」及び「宮崎牛ホルモンmix」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、本件商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。	第4条第1項第1号

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
3-2	牛の内臓に関する不当表示 (22.4.8)	<p>(株)益正グループは、「日本一宮崎牛ホルモンミックス」と称する牛の内臓を袋詰めした商品及び「日本一宮崎牛もつ鍋「極」と称する牛の内臓を袋詰めした商品等のもつ鍋の原材料を詰め合わせた商品（以下「本件2商品」という。）について、平成20年10月ころから平成21年10月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「日本一宮崎牛 ホルモンミックス(150g)」、「宮崎牛もつミックスが、限定販売開始。」、「宮崎牛もつミックスホルモン150g」、「普通じゃ中々手に入らない、もつ肉。しかも宮崎牛のブランドホルモンをお試しあれ。」、「宮崎牛もつミックスホルモン」、「日本一の宮崎牛もつ。」、「むしろ甘みさえ感じるもつは、今話題の日本一の宮崎牛のもつ。」、「日本一宮崎牛もつ鍋「極」、「日本一の宮崎牛もつ使用。」、「宮崎牛のもつ鍋」、「日本一の宮崎牛もつをお試しあれ!」、「宮崎牛もつ鍋のこだわり」、「他では味わえないブランドホルモン、しかも今話題の日本一宮崎牛の牛もつのみを厳選して使用したもつ鍋のこだわりをご紹介」、「日本一の宮崎牛ホルモンミックス」、「日本一宮崎牛ホルモン100%使用」、「今話題の「日本一の宮崎牛」のホルモンのみを使用しています。」及び「宮崎牛ホルモンはここでしか味わえない!」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、また、本件2商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件2商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。</p>	第4条 第1項 第1号